

事務局説明資料

平成28年7月28日

金融庁総務企画局

これまでの経過と 今後の検討にあたっての問題意識

金融審議会及び銀行法等改正法案を巡る経過

2014年 9月 26日	大臣諮問(決済高度化)	→ 決済高度化SG
2015年 3月 3日	大臣追加諮問(金融グループ)	→ 決済高度化WG 金融グループWG
12月 22日	金融グループWG報告書 決済高度化WG報告書	
2016年 3月 4日	「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための 銀行法等の一部を改正する法律案」国会提出	
4月 28日	法案 衆議院で可決	
5月 25日	法案 参議院で可決、成立	

環境
変化

● 金融・IT融合（FinTechの登場）によるイノベーション

● 先進的な決済サービスに対するニーズの高まり

決済高度化に向けた戦略的取組み

1. 金融・IT融合に対応したイノベーション

- 決済サービスや決済に関連する銀行業務の革新。
- 「オープン・イノベーション」を推進し、銀行のみならず多様なプレーヤーが競争的にイノベーションを進められるようにすることが重要。

金融・ITイノベーションに向けた新たな取組み

- ・ 複数の金融機関が参加する、携帯電話番号を利用した送金サービスの提供を検討
- ・ ブロックチェーン技術の活用、オープンAPIのあり方を銀行界において検討

「横断的法制」の構築に向けた検討

- ・ 様々な新しいサービスの登場可能性も踏まえ、業務横断的な法体系の構築を検討

ITの進展に対応した決済関連サービスの提供を容易化

- ・ 電子端末型プリカの登場に対応し、インターネットによる表示義務の履行を拡大
- ・ コンビニやスーパーのレジでのキャッシュアウトサービスの提供を可能に 等

2. 企業の成長を支える決済サービスの高度化

- 企業の競争力強化の観点から、キャッシュ・マネジメントの高度化と電子記録債権の利便性向上等を図る。

邦銀、特に主要行のキャッシュ・マネジメント・サービスの高度化

日本企業のキャッシュ・マネジメント高度化に向けた環境整備

- ・ 金融子会社(トレジャリー・センター)の活用等に対応した法適用の見直し
- ・ クロスボーダーの財務管理に係る「外為報告義務」の合理化

電子記録債権の利便性向上等

- ・ 地方自治体における電子記録債権の活用
- ・ 資金調達円滑化のため、記録機関にかかわらず、企業が自社の取引先銀行で債権の割引を受けられるようにする方策の検討

3. 決済インフラ改革(「5つの改革」)

- 全銀システム等について、利用者利便と国際競争力強化の観点から改革。
決済インフラの抜本的機能強化

- 1 2020年までに、企業間送金をXML電文に全面移行(2018年より新システム稼動)

国内外一体の決済環境の実現

- 2 送金フォーマット項目の国際標準化(2016年度中を目途に論点を整理)
- 3 早ければ2016年度中に、居住者・非居住者間の取扱い区分を撤廃(国内円送金)
- 4 2018年を目途に、新たに「ロー・バリュー国際送金」の提供を目指す
- 5 大口送金の利便性向上(100億円以上の送金の容易化)

4. 仮想通貨への対応

- 仮想通貨について、G7首脳会議の合意等も踏まえ、マネロン・テロ資金供与対策及び利用者保護のルールを整備。

- ・ 仮想通貨と法定通貨の交換所について、登録制を導入し、マネロン・テロ資金供与規制の対象に追加。併せて、利用者保護のための規制を導入。

決済高度化に向けて戦略的取組みを官民で推進していくための体制の整備

その際には、決済システムの安定性と情報セキュリティへの対応にも留意

決済高度化のためのアクションプラン （金融審議会・決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告に基づき作成）

	FY2015	FY2016	FY2017	FY2018	FY2019	FY2020
リテール分野 – 金融・IT融合に対応した決済サービスのイノベーション						
金融・ITイノベーションに向けた新たな取組み						
[複数銀行による携帯電話番号による送金サービス]		2015年度より検討				
[ブロックチェーン技術の活用等に関する検討]		2015年度より検討	2016年度中に報告とりまとめ			
[オープンAPIのあり方に関する作業部会]		2015年度中に設置	2016年度中に報告とりまとめ			
業務横断的な法体系の検討		検討				
ITの進展等を踏まえた現行制度の見直し		制度の見直し				
ホールセール分野 – 企業の成長を支える決済サービスの戦略的な高度化						
邦銀のCMS高度化等		特に主要行における取組みの推進				
		貸金業規制の適用関係の見直し				
外為報告の合理化等		制度面の対応や取扱いの合理化を検討				
地方自治体における電子記録債権の活用		早期に活用が図られるよう積極的に取り組む				
電子記録債権の利用者利便向上		実効性ある方策に向け、早急に検討				
[記録機関での債権移動を可能とする制度整備等]		制度の整備				
[でんさいファクタリングの導入]		遅くとも2016年度中に一部金融機関で導入				
電子記録債権制度の海外展開		事業化に向けた取組みを展開				

	FY2015	FY2016	FY2017	FY2018	FY2019	FY2020
決済インフラ – 利用者利便の向上と国際競争力強化のための5つの改革						
決済インフラの抜本的機能強化						
[改革1：XML電文への移行]				2018年頃を目途に、新システムを構築・サービス開始	2020年までにXML電文に全面移行*	
国内外一体の決済環境の実現等						
[改革2：送金フォーマット項目の国際標準化]			国際送金フォーマットによる国内送金サービスの提供	2016年度中を目途に「単一化」の論点整理		
[改革3：「ロー・バリュー国際送金」の提供]				2018年を目途にサービス提供		
[改革4：大口送金の利便性向上]				早期に結論		
[改革5：非居住者円送金の効率性向上]				早ければ2016年度中に全銀システムでの取扱いを開始		
情報セキュリティのあり方						
情報セキュリティのあり方に関する検討				検討		
仮想通貨に関する制度のあり方						
仮想通貨に関する規制の導入				制度を整備		
継続的取組みに向けた体制整備						
継続的取組みに向けた体制整備				官民挙げての実行のための体制の整備／取組みのフォローアップ／継続的な課題・行動の特定／		

金融グループを巡る環境変化

金融グループの経営形態の多様化

ITイノベーションの急速な進展

金融グループにおける 経営管理の充実

- 金融グループの経営管理のあるべき「形態」はグループごとに区々であることを前提としつつ、グループとしての経営管理を十分に実効的なものとするため、持株会社等が果たすべき「機能」を明確化する

(例)

- ・ グループの経営方針の策定
- ・ グループの収益・リスク管理方針、資本政策等の策定
- ・ グループの経営管理体制の構築・運用
- ・ グループのコンプライアンス体制の構築・運用と利益相反管理
- ・ グループの再建計画の構築・運用
(特に、G-SIFIsの場合)

共通・重複業務の集約等を通じた シナジー効果・コスト削減効果の発揮

- 各金融グループのシナジー・コスト削減効果の発揮を図るため、グループ内の共通・重複業務の集約等を容易化する

持株会社による共通・重複業務の執行

- システム管理業務や資産運用業務などのグループ内の共通・重複業務について、持株会社による実施を可能とする

子会社への業務集約の容易化

- 共通・重複業務をグループ内子会社に集約する際の、各子銀行の委託先管理義務を持株会社に一元化することを可能とする

グループ内の資金融通の容易化

- グループ内の銀行間での取引について、健全な財務状況の確保や、明確な取引ルールが存在等を前提に、アームズ・レングス・ルールの適用を柔軟化する

ITの進展に伴う 技術革新への対応

- IT分野のイノベーションを戦略的に取り込み、グループ全体での柔軟な業務展開を可能とする

金融関連IT企業等への出資の容易化

- グループの健全性への影響、優越的地位の濫用や利益相反による弊害のおそれがないこと等を条件に、「金融サービスの向上に資する業務やその可能性のある業務」を行うための会社等への戦略的な出資を可能とする

銀行グループ内外の決済関連事務等の受託の容易化

- システム管理やATM保守などの業務について、グループ内外からの受託を容易にするため、収入依存度規制を緩和する

会社法等との関係

今後の 検討課題

- 金融グループの経営管理のあり方と、会社法等との関係(持株会社の指揮命令権限や子銀行取締役の任務懈怠責任のあり方等)について、今後更に検討を深めていく必要

異業種からの参入との関係

- 銀行業に参入する異業種グループに対する監督のあり方について、金融グループとのイコールフットイング・イノベーション促進との両面を視野に入れつつ、今後更に検討を深めていく必要

金融グループを巡る環境変化、ITの急速な進展等を踏まえた制度面での手当てを行う

金融グループにおける 経営管理の充実

- 金融グループの経営管理のあるべき「形態」はグループごとに区々であることを前提としつつ、グループとしての経営管理を十分に実効的なものとするため、持株会社等が果たすべき「機能」を明確化

- ▶ グループの経営方針の策定及びその適正な実施の確保
- ▶ グループ内の会社相互の利益相反の調整
- ▶ グループの法令遵守体制の整備

等

共通・重複業務の集約等を通じた金融仲介機能の強化

- 各金融グループの効率的な業務運営と金融仲介機能の強化を図るため、グループ内の共通・重複業務の集約等を容易化

持株会社による共通・重複業務の執行

- ▶ システム管理業務や資産運用業務などのグループ内の共通・重複業務について、持株会社による実施を可能とする

子会社への業務集約の容易化

- ▶ 共通・重複業務をグループ内子会社に集約する際の、各子銀行の委託先管理義務を持株会社に一元化することを可能とする

グループ内の資金融通の容易化

- ▶ グループ内の銀行間取引について、経営の健全性を損なうおそれがない等の要件を満たす場合は、アームズ・レングス・ルールの適用を柔軟化する

ITの進展に伴う 技術革新への対応

- ITの進展を戦略的に取り込み、金融グループ全体での柔軟な業務展開を可能とする

- ▶ 金融関連IT企業等への出資の容易化
- ▶ 決済関連事務等の受託の容易化

- ITの進展に対応した、決済関連サービスの提供の容易化と利用者保護の確保

- ▶ ICチップを利用したプリペイドカードにおける表示義務の履行方法の合理化
- ▶ プリペイドカード発行者の苦情処理体制の整備

等

仮想通貨への対応

- 仮想通貨について、G7サミットにおける国際的な要請等も踏まえ、マネロン・テロ資金対策及び利用者保護のためのルールを整備する

登録制の導入

- ▶ 仮想通貨と法定通貨の交換業者について、登録制を導入

マネロン・テロ資金供与対策規制

- ▶ 口座開設時における本人確認の義務付け 等

利用者保護のためのルールの整備

- ▶ 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理等のルール整備

等

趣旨

- 決済業務等の高度化は、経済の発展に大きな影響を及ぼすものであり、フィンテックの動きが進展する中、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、強力に決済インフラの改革や金融・ITイノベーションに向けた取組みを実行していくことが重要。
- 昨年末、金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」でとりまとめた報告においても、こうした決済業務等の高度化に向けた取組みを官民挙げて実行に移していくための体制の整備が課題とされた。
- 同ワーキング・グループ報告書で示された課題(アクションプラン)の実施状況をフォローアップし、フィンテックの動きが進展する中で決済業務等の高度化に向けた取組みを継続的に進めるため、官民連携してフォロー・意見交換することを目的として、「決済高度化官民推進会議」を設置。

メンバー

平成28年6月8日現在

座長

森下 哲朗 上智大学法科大学院教授

メンバー

飯尾 秀人 (株)静岡銀行常務執行役員

岩原 紳作 早稲田大学大学院法務研究科教授(金融審議会会長)

内田 貴和 三井物産(株)執行役員財務部長

内田 満夫 全国信用協同組合連合会システム業務部長

翁 百合 (株)日本総合研究所副理事長

加藤 正敏 日本商工会議所中小企業振興部長

河野 康子 一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長

古閑 由佳 ヤフー(株)決済金融カンパニー金融事業本部本部長

小林 寿太郎 金融情報システムセンター企画部長

滝島 啓介 ウェルネット(株)取締役執行役員営業部長

田村 直樹 一般社団法人全国銀行協会企画委員長
(株)三井住友銀行常務執行役員

長楽 高志 一般社団法人日本資金決済業協会専務理事

戸村 肇

早稲田大学政治経済学術院准教授

鳥海 巖

一般社団法人国際銀行協会事務局次長

中野 征治

ユーシーカード(株)事業開発部長

浜 俊明

富士通(株)財務経理本部財務部GCM部長

林 和久

イオンアイビス(株)ビジネスサービス本部AS業務部長

藤井 文世

(株)北洋銀行常務取締役

前川 秀幸

多摩信用金庫常勤理事

牧野 秀生

花王(株)経理企画部長

山上 聰

(株)NTTデータ経営研究所研究理事グローバル金融ビジネスユニット長

與口 真三

一般社団法人日本クレジット協会理事 事務局長

オブザーバー

金沢 敏郎

日本銀行決済機構局決済システム課長

高野 寿也

財務省大臣官房信用機構課長

福本 拓也

経済産業省経済産業政策局産業資金課長 兼 新規産業室長

開催状況

第1回会合(6月8日) : 事務局説明、全銀協における取組状況の報告(全銀協・田村メンバー)

「FinTechサポートデスク」の設置について(平成27年12月14日公表)

- 「平成27事務年度 金融行政方針」を踏まえ、FinTech（金融・IT融合の動き）を活用した動きが広がりつつあることに着目した新たな取組みとして、FinTechに関する一元的な相談・情報交換窓口「FinTechサポートデスク」を設置。
- FinTechをはじめとした様々なイノベーションを伴う新たな事業分野を対象に、
 - 具体的な事業・事業計画等に関連する事項をはじめとした様々な点について、幅広く金融面等に関する相談を受付。
 - 一般的な意見・要望・提案等も受け付け、積極的な情報交換・意見交換等を実施。



**IT技術の進展が金融業に与える影響を前広に
分析するとともに、金融イノベーションを促進**

フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議について

平成28年5月16日設置

趣旨

- 近時、FinTechの動きが注目を集めている。他方、欧米等に比べ、我が国では、先進的なFinTechベンチャー企業やベンチャーキャピタルの登場が未だ必ずしも実現していないとの指摘。
- 我が国の強みを活かしつつ、海外展開を視野に入れたFinTechベンチャー企業の創出を図っていくためには、技術の担い手(研究者、技術者等)とビジネスの担い手(企業、資金供給者、法律・会計実務家等)など、幅広い分野の人材が集積し、これらの連携の中で、FinTechベンチャー企業の登場・成長が進んでいく環境(エコシステム)を整備していくことが重要。
- 有識者による検討の場を設け、「FinTechエコシステム」の実現に向けた方策を検討するとともに、こうした動きが金融業に与える影響等について議論することを目的として、「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」を設置。

有識者会議メンバー

座長

福田 慎一 東京大学大学院経済学研究科教授

メンバー

伊藤 穰一 MITメディアラボ所長
金子 恭規 スカイライン・ベンチャーズ社代表
仮屋 蘭 聡一 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会会長
郷治 友孝 (株)東京大学エッジキャピタル代表取締役社長
瀧 俊雄 (株)マネーフォワード取締役
田中 正明 (株)三菱東京UFJ銀行上級顧問
仲津 正朗 (株)Orb代表取締役CEO
松尾 豊 東京大学大学院工学系研究科准教授

オブザーバー

中山 知章 (株)三井住友銀行
ITイノベーション推進部長(全銀協)
鎌田 沢一郎 日本証券業協会政策本部参与
福本 拓也 経済産業省経済産業政策局産業資金課長
兼 新規産業室長
岩下 直行 日本銀行金融機構局審議役
(金融高度化センター長) 兼
決済機構局審議役(FinTechセンター長)

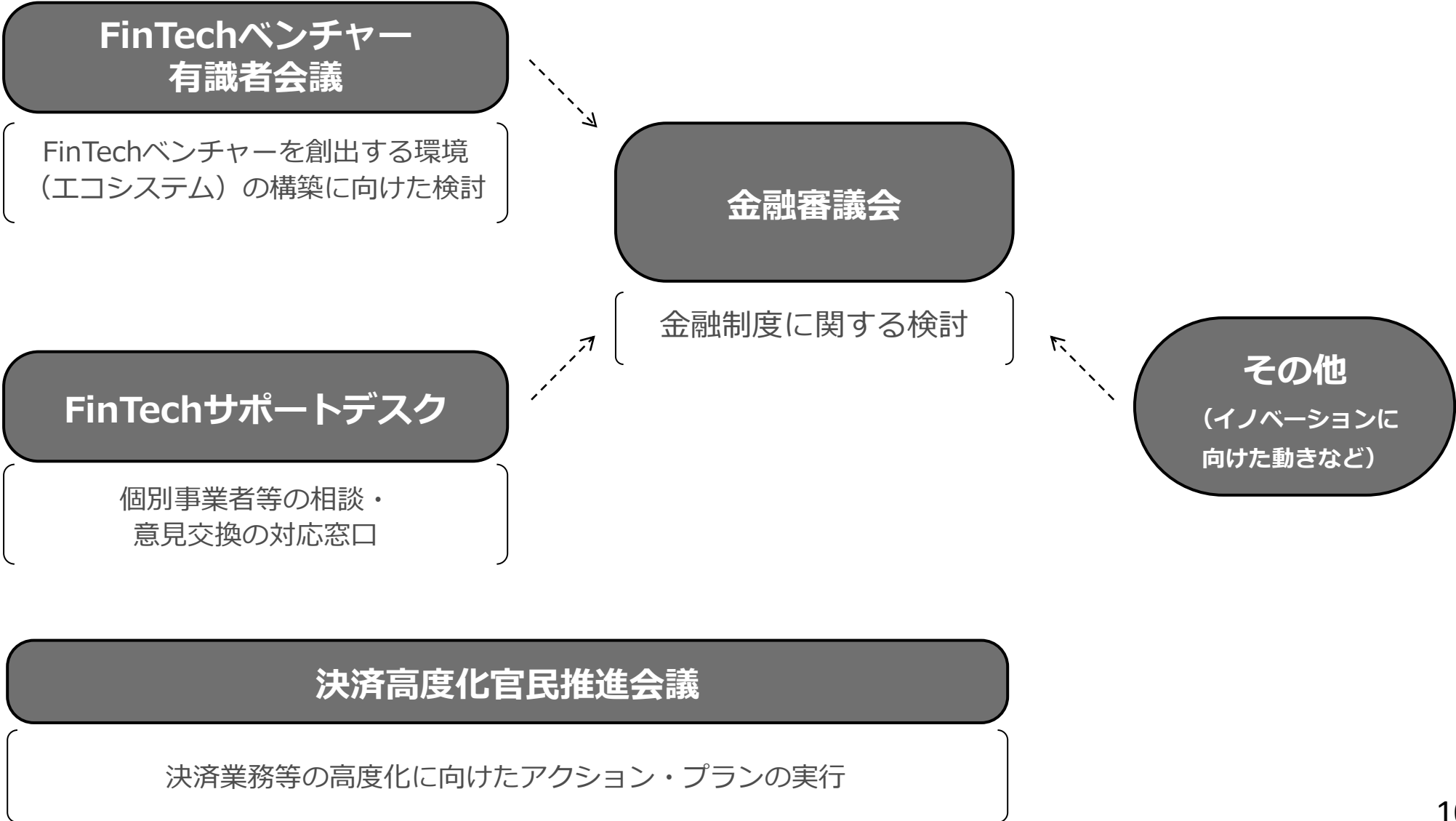
平成28年5月16日現在

開催状況

第1回会合(5月16日) : 事務局説明、ヒアリング(伊藤 穰一 MITメディアラボ所長)

第2回会合(6月14日) : ヒアリング(松尾 豊 東京大学大学院工学系研究科准教授、金子 恭規 スカイライン・ベンチャーズ社代表) 9

FinTech等の金融サービスを巡る環境変化への対応



FinTech等に係る金融制度の検討にあたっての問題意識(論点)

- 金融機関のみならず多様なプレーヤーが参画し、適切な競争やオープン・イノベーション(連携・協働)を通じ、金融サービスのイノベーションが進んでいくことが重要。
- 同時に、オープン・イノベーションが進んでいく中で、取引の安全や利用者の保護などに向けて、必要な環境整備を行っていく必要。
- FinTechの進展等に伴い、従来の法制度では必ずしも想定されていなかった様々な金融サービスが出現してくることが予想され、それらに機動的に対応していく必要。
- 決済を巡る法制度の全体像について検討していくと同時に、足下の問題にも機動的に対応していく必要。
- このため、実際の法制化の進め方については柔軟に考えていく必要があるが、足下の対応を進める際にも、決済を巡る法制度の全体像・相互関係等を十分に踏まえ、それらの整合性を確保していく必要。

次回以降の検討に関する背景説明等

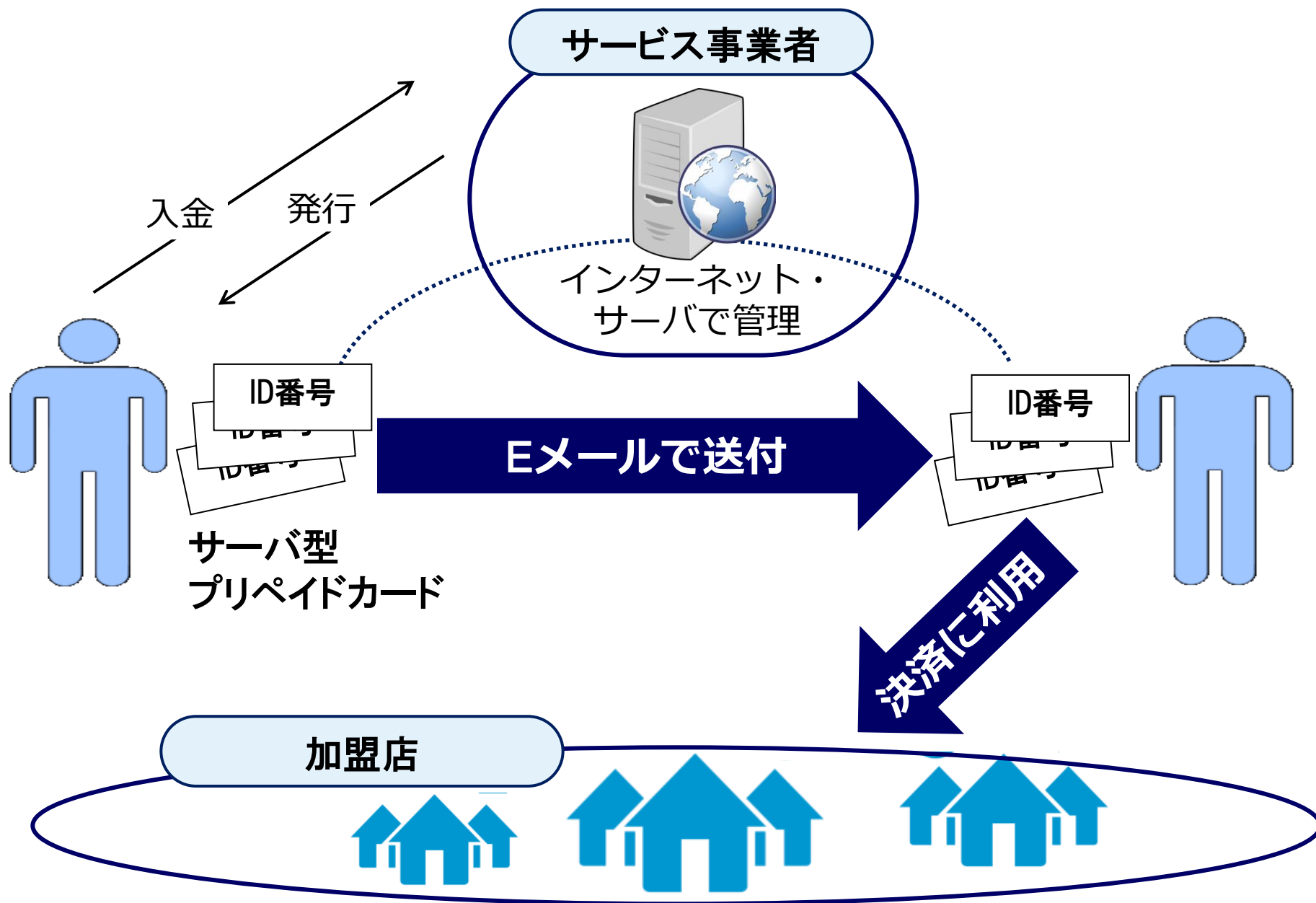
決済に係る現行の法制度

	銀行	資金 移動業	プリペイド カード業	貸金業
サービス	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">預金</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">融資</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">決済</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">決済</div> <small>* 100万円以下に限る</small>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">決済</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">融資</div>
法令	銀行法	資金決済法		貸金業法
免許・登録	免許	登録	登録	登録
財務規制	自己資本 規制等	業務の的確な遂行に 必要な財産的基礎	最低純資産 (1億円)	最低純資産 (5,000万円)
資産保全	預金保険	全額供託	半額供託	-
マネロン (本人確認等)	○	○	-	○

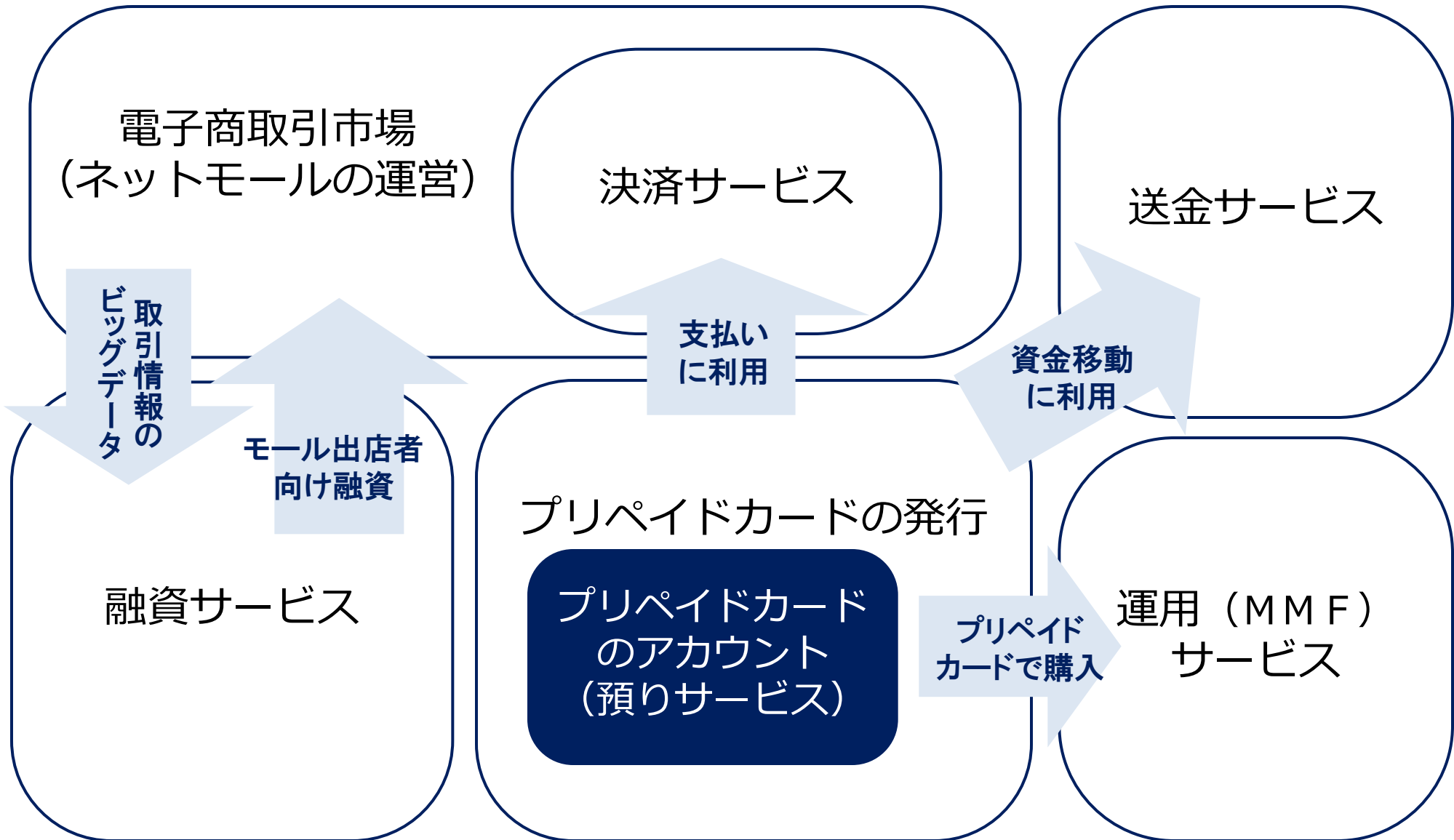
ITの進展により、規制領域をまたがる サービス等の展開の余地が拡大

- 事業者のビジネス選択に歪みや制約をもたらす可能性
- 規制の不整合が恣意的に利用され、取引の安全性等が適切に確保されないおそれ
- それぞれの登録業務を組み合わせ、免許なしに銀行と同様の業務を営むことが可能となる

サーバ型プリペイドカードを用いた送金と決済

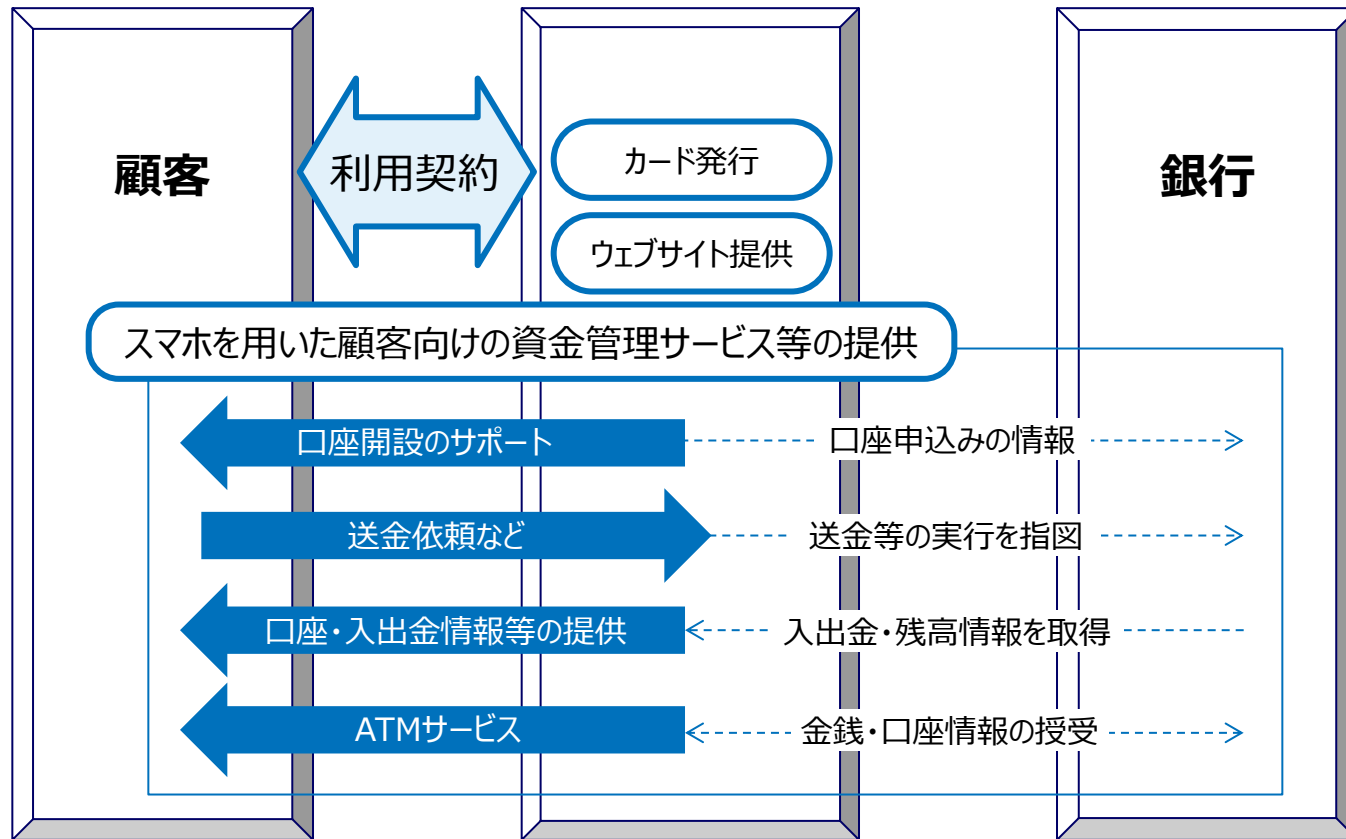


組合せ型のビジネスモデル例



論点②: 中間的業者に係る環境整備 (1)

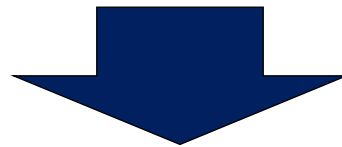
- FinTechの進展に伴い、銀行等と利用者の間に立ってサービスを提供する中間的業者が登場。例えば、海外では、以下のようなサービスが拡大。



- 現行では、「銀行代理業」又は「銀行の外部委託先管理」という規制の枠組みがある。他方、中間的業者が、銀行からの委託ではなく、顧客からの委託に基づき主導的な立場に立ってサービスを展開する場合、中間的業者を「銀行の代理業者」又は「銀行の外部委託先」として捉える規制が、業の実態と適合的といえるか。

論点②: 中間的業者に係る環境整備 (2)

- EUでは、中間的業者に対する規制の枠組みを整備（決済サービス指令）。
- また、現行の「銀行代理業」規制では、例えば、以下のような規制も課せられるところ、多様なサービスが展開される中で、適合的といえるか。
 - ✓ 許可制
 - ✓ 営業所ごとの実務経験者等の配置義務、兼業について承認制
 - ✓ 当該業者への規制に加え、所属銀行に対して指導義務や損害賠償義務 等



検討課題

- 中間的業者のうち、例えば、銀行ではなく、顧客からの委託に基づき主導的な立場に立ってサービスを提供する者等に係る法制のあり方について、どのように考えるか。
- 「銀行代理業」の規制内容については、銀行代理業者および銀行の双方にとって過剰規制となり、オープン・イノベーションの妨げになりかねないとの指摘もあるが、どのように考えるか。

EU決済サービス指令による法制の概要①

	銀行	電子マネー事業者	決済サービス事業者
業務内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">預金</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">融資</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">資金移動</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">支払手段の発行等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">電子マネーの発行</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">資金移動</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">支払手段の発行等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">電子マネーの発行</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">資金移動</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">支払手段の発行等</div>
免許等	免 許		
財務要件	自 己 資 本 規 制		
資産保全	預保	他の財産からの隔離・優先弁済	

○ 上記の他、以下のような、共通の行為規制を規定

- ✓ 情報提供義務
- ✓ 無権限取引に係るルール（資金の返還・損失分担等）
- ✓ 支払取引の実行に要する期間
- ✓ 支払取引の不履行等時の責任（支払人への資金返還、原因調査義務等）

EU決済サービス指令による法制の概要②

- EUのPSD II（決済サービス指令）では、以下のような、中間的業者に対する直接の規制の枠組みを整備。

	決済指図伝達サービス提供者	口座情報サービス提供者
業務内容	顧客の依頼による決済指図の伝達	顧客への口座情報の提供等
免許等	免許制	登録制
財務要件	資本金5万ユーロ以上	なし
資産保全	なし ※ 利用者からの資金預りは禁止 ※ 責任保険への加入義務あり	なし ※ 責任保険への加入義務あり

FinTechサポートデスクに寄せられた指摘(例)

- 昨年12月、金融庁においては、FinTechの動きが広がりつつあることを踏まえ、新たに、FinTechに関する一元的な相談・情報交換窓口として「FinTechサポートデスク」を設置。
- 「FinTechサポートデスク」においては、事業者から、事業計画などに関連する様々な点について、幅広く相談を受け付けているところ、例えば、以下のような声も寄せられている。

(「FinTechサポートデスク」に寄せられた声 (例))

APIを公開した金融機関と連携したサービスの提供等を検討しているが、現行の法制度に必ずしも適合する枠組みが無いことが、銀行との連携・協働等の妨げとなり、円滑なサービス展開等の障害となっている。

銀行代理業者又は銀行の外部委託先として整理した場合、委託元たる銀行から受ける指導・管理・監督等が過剰な負担となる懸念がある。

(参考)金融審議会・決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ 報告(平成27年12月22日公表)抜粋①

第2章 リテール分野 - 金融・IT融合に対応した決済サービスのイノベーション

1. 目指すべき方向性

(2) 目指すべき方向性

リテール分野において、利用者利便に資するイノベーションの促進を図るため、以下のような方向性の下、取組みを進めていくことが重要な課題であると考えられる。

- 我が国において、決済サービスは、これまで、基本的に銀行を中心としたサービス分野であり、ノンバンク・プレーヤーや海外の動向との関係が薄い比較的クローズドな領域として存在してきた。しかしながら、近年の決済分野におけるイノベーションは、主に、FinTech企業を含むノンバンク・プレーヤーにより牽引されている。こうした変化を踏まえれば、銀行は、世界的なイノベーションの動きから取り残されることのないよう、例えば、戦略的に先進的ITを取り込むことなどを通じて、決済サービスや決済に関連する銀行業務のあり方を絶えず革新していくことが求められる。
- また、こうした方向性を目指すにあたって、我が国においても、決済分野について、従来の銀行を中心としたクローズドな構造からの転換を図ることが重要であり、これにより、銀行のみならず多様なプレーヤーが参加する中で、競争的に決済サービスのイノベーションが進められるようにすることが求められる。同時に、特に銀行サイドにおいては、いわゆる自前主義ではない、オープン・イノベーション(外部連携による革新)を重視した体制とビジネス・モデルを構築することも重要な課題である。
- さらに、そうした金融ITを活用した先進的なサービスについて、銀行その他のプレーヤーが、アジアやグローバルなレベルでの標準化も念頭にサービスの面的・量的拡大を図ることや、そうした先進的なサービスを金流・商流連携に基づく融資事業に繋げるなど事業面で戦略性を強化することを通じ、収益性を確保していくことも重要であると考えられる。

以上の方向性を踏まえ、リテール分野において、当面、以下のような具体的課題への取組みが、特に重要と考えられる。

(参考)金融審議会・決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ 報告(平成27年12月22日公表)抜粋②

3. 業務横断的な法体系の構築

決済分野における構造的変化が、今後、より一層加速、拡大していくことが見込まれる中、情報セキュリティや利用者保護といった課題に留意しつつ、利便性の高いサービスの提供が更に進展していく様な環境整備を図ることが重要な課題となっている。

この点、決済を巡る現在の法体系が、足元及び今後見込まれる情勢変化に照らし、これと整合的になっているかを考えると、以下の点が指摘できる。

(1) 決済業務等を巡る現行の法体系

現行、決済業務等を巡る法体系としては、「為替取引」、「預金の受入れと貸付」を固有業務とする銀行に対して、銀行法による厳格な規制を及ぼした上で、それら銀行の固有業務の一部あるいはそれらに隣接する業務を行う場合について、各種業務ごとに、銀行法に比べて緩やかな規制の下で業務を実行できる枠組みが整備されている。すなわち、

- 決済業務等については、資金移動業として、それまで銀行のみに認められていた為替取引について、少額のサービスに限り営むことができることとされている。資金移動業は、預金の受入れを行わないなど、従来の銀行の固有業務の一部を行うにすぎず、こうした事業内容等を踏まえ、登録制とした上で送金途上にある資金と同額の資産の保全等を義務付けることで、銀行に係る厳格な規制の代替としている。
- 前払式支払手段については、紙型、IC型に加え、サーバ型での発行が行われている。その際、銀行の固有業務である預り金や為替取引該当性等の観点から、前払式支払手段の保有者への払戻しは原則禁止とされている。他方、その譲渡については規制せず、自家型発行者は届出制、第三者型発行者は登録制の下、未使用残高の2分の1以上の保全義務など、銀行業に比べ緩やかな規制となっている。
- 融資業務については、貸金業者は、貸付けを業として行うことができることとされているが、業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図る観点から、登録制の下、各種の行為規制(過剰貸付けの禁止や書面交付義務等)が設けられている。

(参考)金融審議会・決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ 報告(平成27年12月22日公表)抜粋③

(2)基本的な課題

こうした各業務ごとの規制の枠組みは、必ずしも、相互に整合的なものとはなっていない。例えば、ITの進化により、資金移動業が提供するサービスとサーバ型の大規模なプリペイドカード業が提供するサービスには近似性が見られるが、顧客から預かった資産の保全について、資金移動業は、その全額を供託等することが求められている一方、前払式支払手段の発行者については、発行された前払式支払手段の未使用残高の2分の1以上となっているなど、規制に差異がある。

金融・IT融合の動きを背景に、規制領域をまたがる形で決済サービスが発達するとともに、異なる規制領域にある様々な決済手段が一体的に提供されつつある。こうした方向性で決済サービスが発展しつつある中で、規制が区々となっていることは、利用者利便の妨げとなったり、ビジネスの選択に歪みをもたらしていく可能性もある。

また、各種決済サービスの機能進化が進み、決済サービスと融資業務等を組み合わせること等により、総合的な金融サービスの提供も出現しつつある。また、前払式支払手段の例に見られるように、サービスの規模拡大が進む場合、それらが、決済ネットワーク全体の重要な構成要素となる可能性もあるが、現在の各業法別の法体系は、こうした新しい動きを十分に視野に入れたものとはなっていない。

さらに、銀行と利用者の上に立って両者に介在するサービスを提供する「中間的業者」が現れている。こうした業務に関しては、従来、例えば、銀行のために預金等の受入れ・融資・為替取引等を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行う者については、銀行代理業制度の下、許可制等を通じて規制を設けることにより対応が図られてきた。他方、例えば、ATMの提供は、契約の締結の代理・媒介には該当せず、重要な業務であっても規制の直接の対象とならず、銀行を通じた間接規制が及ぶのみとなっている。また、海外の事例等を見ると、銀行からの委託等を受けずに、顧客と「中間的業者」との契約に基づき、銀行口座にアクセスしてサービスを実行する形態も存在しているが、これらについては、銀行を通じた間接的な規制では、顧客保護等の対応が十分に確保されない可能性もある。こうした「中間的業者」の登場を踏まえた場合、銀行代理業制度や銀行を通じた間接規制で対応するとの従来の規制体系は、必ずしも十分なものではないと考えられる。

(参考)金融審議会・決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ 報告(平成27年12月22日公表)抜粋④

(参考)EU決済サービス指令

- こうした決済分野の情勢変化は、我が国に限らず、諸外国でも見られ、対応が図られている例もある。例えば、EUでは、決済サービス指令(Payment Services Directive、以下、PSD)を策定し、銀行・プリペイドカード(電子マネー)業者・決済サービス事業者を通じた、資本要件や情報提供義務など、横断的な規制体系を構築している。
- また、先般欧州議会において可決されたPSDの改定により、上述のような「中間的業者」(例えば、利用者と決済サービス提供者の間に立って、利用者の指示や口座情報を伝達したりするサービスを提供する事業者(Payment Initiation Service Provider))をも取り込んだ、更に横断的な制度整備が図られている。

(3)決済を巡る今後の法体系のあり方

法制度のあり方は、それぞれの国・地域の経済状況等を踏まえて考える必要があるが、最近の決済分野における情勢変化とそれらに伴う課題を踏まえれば、今後、決済を巡る法体系のあり方として、以下のような方向性が重要と考えられ、このような観点から検討を行う必要がある。

- 金融・IT融合の進展等に伴い、決済業務をはじめとする各種の金融サービスが総合的に提供され、また、利用者においても各種の決済手段を一体的に利用していくようになっていくことを踏まえると、決済ビジネスの選択に歪みを生じさせたり、利用者利便の妨げとなることを回避する等の観点から、様々なサービスが柔軟に展開されていくことを可能とするような業務横断的な規制体系の構築を検討すべきである。
- また、そうした横断的な規制体系の構築を検討していくにあたっては、決済プロセスにおいて「中間的業者」などが、利用者との関係を中心に、重要な役割を果たしつつあることも十分に踏まえるべきである。
- さらに、決済サービスの国際的な展開が加速し、我が国事業者が海外への展開を志向するとともに、海外事業者が我が国においてサービス展開しつつあることを踏まえれば、制度面においても、先見性を持った環境整備を行うことが、金融サービスの国際的な発展と利用者利便・安全性の向上双方にとって重要である。
- 一方で、上述のような法体系の構築を目指す場合、それがかえってイノベーションの進展を阻害しないよう、リスクに応じた規制との観点に留意しておく必要がある。